

【秋田県後期高齢者医療広域連合からのお知らせ】

～後期高齢者医療被保険者の皆さまへ～

●高額な外来診療を受ける方へ

医療機関等の窓口での支払いが一定の金額にとどめられます（平成24年4月1日より）

これまでの高額療養費制度の仕組みでは、高額な外来診療を受けたとき、ひと月の窓口負担が自己負担限度額以上になった場合でも、一旦その額をお支払いいただきましたが、平成24年4月1日からは、限度額を超える分を窓口で支払う必要はなくなります。

※柔道整復、鍼灸、あん摩マッサージ施術などは対象外です。

ただし、複数の医療機関を受診し限度額を超えた場合は、従来どおり高額療養費の申請をしてください。

高額な外来診療受診者	事前の手続き	病院・薬局などで
世帯員全員が住民税非課税の方	「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を藤里町役場で申請してください	「限度額適用・標準負担額減額認定証」を窓口で提示してください
上記以外の方	必要ありません	「後期高齢者医療被保険者証」を窓口で提示してください

※申請手続きには印鑑が必要です。

※すでに限度額適用・標準負担額減額認定証をお持ちの方はそのまま使用できますので、病院・薬局の窓口で提示ください。

◆お問い合わせ先◆ 藤里町町民課健康福祉係後期高齢者医療担当 ☎79-2113

秋田県後期高齢者医療広域連合業務課 ☎018-853-7155

♡♡ 結婚サポーターを募集します！ ♡♡

町は、少子化対策の一環として結婚支援事業に取り組んでから今年で3年目を迎えます。

この事業は、結婚の出会いの場を提供し、支援するとともに、結婚に関する相談を積極的に展開し、町民の結婚成立を促進することを目的としています。

つきましては、下記のとおり結婚サポーターを募集します。

結婚サポーターとして活動したい方は、履歴書を（市販のもの）持参のうえ、下記までお申し込み下さい。

【募集人員】若干名

【活動委嘱期間】平成24年4月中旬～平成25年3月31日

【委託料】活動日報により決定します。

【選考】選考基準により決定します。（必要に応じて面接を行いません）

【申込期限】平成24年4月9日（月）

【その他】選考により決定次第、秋田県指定の研修を受けて正式な結婚サポーターとなります。

○結婚サポーターとは

- ①結婚適齢期者や結婚希望者に関する調査を行いません。
- ②結婚適任者の紹介や結婚相談申込みに対しての相談・支援を行いません。
- ③結婚支援等の啓発宣伝を行いません。
- ④結婚支援ネットワークの運営を行いません。
- ⑤他市町村（地域）との連携と情報発信を行いません。
- ⑥秋田県結婚支援センターとの連携を行いません。
- ⑦この他については、秋田県指定の研修で学ぶことになります。

※活動日報の提出、研修会への参加要請もあります。

【お問い合わせ先】 藤里町役場 総務課 少子化対策室 79-2111（内233）